

令和6年度採用 鹿嶋市家庭相談嘱託職員募集要領

1 試験区分, 採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
家庭相談嘱託職員	1名	(1) 次のいずれかに該当する人 ① 社会福祉士, 児童福祉司又は保育士の資格を有する人 ② 保健師又は教員の免許を有する人 ③ 上記と同等の能力を有すると認められる人 (2) こども相談課等において1週間当たり31時間勤務(週4日), 午前8時30分から午後5時15分まで勤務ができる人 (3) 採用された日から令和7年3月31日まで勤務ができる人

上記の応募要件を満たしていても, 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ, その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 鹿嶋市職員として懲戒免職の処分を受け, 当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し, 又はこれに加入した人

2 選考方法及び試験日時

- (1) 選考方法 作文・面接試験
- (2) 試験日時 応募があり次第随時実施
- (3) 試験会場 鹿嶋市役所 ※詳細は後日案内

- 3 申込方法 鹿嶋市ホームページから申込書類をダウンロードするか, こども相談課窓口で配布する申込書類に必要事項を記入し, 写真(2枚)を貼付のうえ, 直接窓口提出していただくか, こども相談課まで郵送(受付期間必着)してください。

- 4 受付期間 令和6年4月22日(月)～令和6年11月29日(金)

(定員になり次第終了します。)

午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・報酬等

①勤務時間は、1週間当たり31時間勤務

午前8時30分から午後5時15分までのうち週4日

②報酬は、月額180,000円程度

鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則及び鹿嶋市家庭相談嘱託職員設置要綱によります。

※通勤距離が2km以上の場合、通勤費用として日額につき通勤距離に応じ119円から

1,523円までを別途支給（変更となる場合もあります。）

(2) 任用期間 採用された日から令和7年3月31日まで

※その職が公務運営上必要で、かつ勤務成績が良好な場合、最大4回まで更新が可能。

(3) 有給休暇 年間10日

※上記のほか、忌引き等の特別休暇があります。

(4) 保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用

※現在、被扶養者となっている方は、税控除、健康保険等の扶養から外れることとなります。また、毎月の報酬から社会保険料のほか、所得税等が差し引かれます。

(5) 配属先 こども相談課

6 合格発表予定 試験日から2週間以内、本人に通知します。

7 その他

受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、受験申込書等に記載漏れや不実の記載があった場合は、試験に合格しても合格を取り消す場合がありますので、注意してください。

【問合せ先】

鹿嶋市健康福祉部こども相談課

電話 0299-82-2911 (内290, 291)